

七 八重山島の異国船来着唐人・倭人等下置候付一卷帳

(咸豊二年～四年)

一四九八号



## 解題

アヘン戦争（一八四〇～四二）の後、とりわけ一八四八年のカルフォルニア金鉱山の発見を契機に、清国から大量の苦力（肉体労働者）がアメリカ大陸その他へ向け「輸出」されるようになると、苦力貿易に従事する欧米列強の船舶が琉球近海を通過する回数も増えた。米国籍のロバート・バウン号も苦力貿易船の一つであった。

咸豊二年二月一日（西暦一八五二年三月二十一日）、四百余名の中国人労働者を乗せたバウン号は、廈門を出航してサンフランシスコへ向ったが、航海中船長や船員（英国人）達が中国人労働者の弁髪を切ったり、裸にして冷水をかけたりして虐待した外、瀕死の病人を海へ突き落としたため、遂に中国人労働者たちは不満を爆発させ、船員五名を殺害、船長を溺死させ、バウン号を奪取して進路を台湾へ向けるよう船員たちに強制した。とこ

ろが同年四月八日、バウン号は石垣島崎枝村の沖合で座礁、多数の中国人労働者が上陸し、その後一年半余にわたって逗留することとなったことから、当時の琉球王国はこのバウン号事件に巻き込まれることになる。

東アジアの国際秩序を揺るがせたバウン号事件に関する琉球側の最も詳細な記録の集成として、本文書類（一四九八号）を挙げることができるが、文書の発信者と受信者を基準として分類すれば、本文書類は三つの部類に区分することができる。第一に八重山現地の役人たちから首里王府（評定所）あての事件関連の報告及び逗留中国人の取り扱いに関する指示伺いの文書、第二に首里王府から八重山現地の役人（使者・在番・筆者・頭以下の役々）あての逗留中国人取り扱いに関する指令文書、第三に中国人護送船の派遣をめぐる首里王府内の関係部局間の往来文書、これである。実際の文書構成においては、第三、第二、第一の部類の順序で配置され、各部類内ではほぼ年月日順に配列されている。

さて、第一の部類に属する文書の内です注目されるのは、中国人労働者の上陸当時の状況に関する八重山在

番・筆者らの子年（咸豊二年＝一八五二年）三月四日付、同年三月二十七日付、同年四月十二日付の報告である。この三つの報告を総合すれば、次の状況が浮び上がる。

①子年二月十九日、石垣島崎枝村沖合で座礁したバウン号から、伝馬船（渡し船）で多数の中国人が上陸し、続いて二十二日には九名の異国人が上陸したので、現地の役人たちは赤崎に仮小屋を造って収容したが、翌日異国人八名は離礁したバウン号へ帰り、まもなくバウン号は三八〇名の中国人と一人のアメリカ人を石垣島に残したまま廈門へ引き返したので、残留中国人たちは途方に暮れて、現地の役人に援助を申し入れたこと。

②現地の役人たちは中国人らを収容した赤崎の仮小屋が行政官庁から遠く不便なことを考慮し、富崎に新しく仮小屋を建設して二月二十七日に中国人らをそこへ移し、医者を派遣して病人を治療させたが、二人の死亡者が出たので棺桶に入れて埋葬したこと。

③同年三月十六日と十八日に、廈門駐在の英米領事から派遣された英国船二隻が相次いで石垣島に到着し、富崎の仮小屋近辺に威嚇射撃を加え、三月二十三日までの

一週間、武装して上陸した英国兵が山野へ逃走した中国人の捕獲作戦を連日のように展開、その過程で一人のアメリカ人を「救出」し二人の中国人を射殺した外、若干の中国人を逮捕して連行したこと。

④二週間後に今度は米国船が到着、四月四日から十一日までの一週間、武装米兵百名余が連日のように中国人捕獲作戦を展開、数十名を逮捕して引き上げたこと。

八重山現地の役人たちは以上のような事件の経過を骨子として、事件に関連するさまざまな情報や状況を逐一首里王府へ報告したわけであるが、逗留中国人の取り扱いはについては細心の注意を払い、同情的な対応を示している。たとえば、同年四月十七日付の報告によれば「中国人捕獲のために到着した異国船の通事から、ここに逗留している中国人どもは暴動を起こした極悪人だから中国へ護送しないようにとの申し入れがあったけれども、様子を伺ったところ、中国人どもは異国人に買い取られて生計のために出国したまでのことで、異国船の通事の言いは事実でないように思えるので、状況を検討の上、中国人の希望通り護送することにした方がよいのではな

いか」と提案していることに注目すべきであろう。

八重山現地からの第一報を受け取った首里王府は、当初、逗留中国人たちに船船を与えて帰国させるか、琉球側が護送船を派遣して石垣島から直接福州へ送り届ける方針であった。が、第二、三報で米英の戦艦が中国人捕獲作戦を展開した上、英米人から中国人を護送しないようにとの申し入れがあったというショックな情報を受け取るや、方針を転換して「異国船が再度来着した場合には、異国人共に中国人を残らず逮捕させるよう協力し、逮捕を免れた中国人は護送するかどうか相談して、承知すれば証文をとっておくように」（子四月、川平親雲上からの指令）と指示している。しかし、以後異国船が中国人逮捕のために来着する様子もなく、逗留中国人の帰国要求が強まるのに伴って、首里王府は一方で進貢副使を通じて清国の指示を仰ぐ事とし、その間護送船派遣の準備を中止するとともに、他方では松島親方らを御使者として八重山へ派遣し、逗留中国人たちに清国からの指示を待つよう説得させることにした。

松島親方らの八重山渡航に当たって、評定所から次の

ような指示が出されている。——「①中国人たちは護送を要求して断食さえしているけれども、清国の指示を仰ぐため護送を延期することになったので、事情を説明して説得するように。②清国から兵船を派遣する動きがあれば、停止を嘆願するよう進貢使に言い含めてあるけれども、万一の場合には接待その他に手ばかりがないように。③中国人帰国の際には事の成行きを詳しく訊問されるはずだから、中国人を丁重に取り扱うこと、さればとて、異国船来着の場合には、中国人を守護する態度を示せば、異国人の非難を受けて後難があるかも知れないので、成行きにまかせること」（子九月十五日付口達）。

清国だけでなく英米ともかわりのあるバウン号の中国人労働者を、どのように取り扱ったらよいか、首里王府は大いに困惑せざるを得なかったのである。

八重山現地から事件の報告を受取って以来、首里王府内部では護送船の派遣を含む対処方針を巡って関係部局間の協議が続けられているが、これに関する関係部局間の往来文書は本文書類の前半部分を占める。この第三の部類に属する文書のなかで論議された問題の一つに、当

初、護送船にどれだけの昆布を積込むかという問題があった。この問題について、琉球側は「現在、財政が難渋を極めているので、昆布の取引などで幾分補助したいとは思いますが、今回の護送船の場合は異国人を含む多人数を運搬しなければならないなどの特別の事情がありますので、蔵方の昆布積込みも取りやめたことですから、産物方の昆布も積込みを見合わせて頂きたい」

(子四月十七日付)と要請し、繰り返し在番所と協議を重ねて琉球側の要請を認めさせている。在番所(薩摩側)ではできるだけ多くの昆布を積込んで貿易利潤を挙げたいという意向であったのに対して、首里王府は消極的な態度を示していることに注目すべきであろう。もっとも、首里王府内の方針転換によって護送船の派遣は一時中止され、清国側の指示を待つて翌年(丑11一八五三)九月に派遣された際には規定通り昆布を積込んでいる。財政難に直面していた首里王府にとっても、護送船を貿易に利用することは必要と判断されたからであろう。

一年半余にわたる多数の中国人の逗留、度重なる異国人の来襲等は、とりわけ現地の八重山に大きな経済的負

担を強いることになったが、加えて事態処理の為に王府から派遣されてきた使者の一行も重荷となったようで、「使者役々の従者どもが売り物を持参して商売をやり、島民を苦しめることのないよう取り締まること」(丑五月二十一日付)という指令が出されているほどである。

本文書類にはバウン号事件を巡る琉球側の対応を示す文書がほぼ網羅されているだけでなく、逗留中国人の動向や現地島民との交流を示す豊富な史料も含まれていて、中琉交流史の研究にも貴重な基礎史料を提供しているといえよう。

なお、バウン号事件に関する琉球側の史料には、本文書類の外に、『歴代宝案』第二集(巻一九二―一九六)などがあり、中国側の史料には『籌弁夷務始末』咸豊朝巻七などがある。研究論文には、平和彦「アメリカ苦力貿易船ロバート・バウン号の八重山漂着事件」(『南島―その歴史と文化』所収)、徐恭生「バウン号事件と琉球国の対応」(『中国・琉球交流史』所収)等がある。

(西里 喜行)